

令和3年2月26日(金)

開会 (9:54)

○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員は9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」3件、「条例の制定」1件、「条例の一部を改正する条例」2件の計6件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。今、全国どこの自治体においても新型コロナウイルスのワクチン接種が喫緊の課題になっている。当市においてもプロジェクトチームを作り、システム改修や医師会との調整、会場の確保等進めている。河野大臣の発言によると当県に高齢者用のワクチンが最初に来るのは4月19日の週にわずかの量になりそう。本格的には4月26日の週から全国の自治体でできるような体制になるという話があった。ちょうどゴールデンウィークにかかるような日程になると考えている。万全の準備をして遺漏のないように最重要課題として捉えているので議会の皆さまからもご協力をお願いしたい。本日は、案件について6件であるがよろしく審議をお願いしたい。

議第15号 令和2年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,016万4千円を減額し、その総額を30億8,979万5千円とするもの。歳出の主なものは、第2款保険給付費において、全国的な傾向として新型コロナウイルス感染を恐れての受診控えが起きていると言われている。その影響もあり当市の保険給付費は前年に比較して支出が少なくなっている。決算見込みに合わせ減額するもの。一方、歳入では、第4款県支出金ですが、市が支出する保険給付費は全額県から交付される保険給付費等交付金で賄われることになっているので歳出における保険給付費の減額と同額を減額するもの。第6款繰入金は、保険税軽減分、保険税支援分の公費負担である保険基盤安定繰入金のほか、国保財政の健全化、保険税負担平準化のための財政安定化支援事業分を決算見込みに合わせ増額するもの。

質疑

○丸山孝博委員

コロナの影響で受診抑制だと全国的に言われているとのことだが、金額的にはそれほどでもないと思われるが、全体的には何%くらいか。

○須貝市民生活課長

12月診療分までを前年度と比較すると、保険給付費で3.5%減額している。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第16号 令和2年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額から、それぞれ152万6千円を減額し、その総額を36億8,235万7千円とするもの。歳出では、第4款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費2目任意事業費で、介護相談員が施設に出向き利用者からの相談や意見、施設に対する要望・苦情等を聴き適切な支援やサービス利用が受けられるか確認するとともにサービス提供事業所との橋渡しをしながら問題の改善、サービスの向上につなげるための事業を行うべく、市が委嘱した相談員に対する謝礼を予算計上していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により施設内に入ることが難しくなり当該事業の実施が困難となったため減額するもの。歳入では、第3款国庫支出金2項国庫補助金では、歳出を減額することに伴い法定負担割合38.5%に相当する額を減額するもの。第5款2項県補助金では、国庫補助金と同様に歳出の減額に伴い法定負担割合19.25%に相当する額を減額するもの。第7款1項一般会計繰入金では、法定負担割合19.25%相当額を減額し、残る23%相当分を2項基金繰入金から減額するもの。

質疑

○羽田野孝子委員

介護相談員は何名いて、金額は施設訪問の何回分になるのか。

○須貝福祉介護課長

介護相談員は、年度当初5人だったが、現在は4人体制。補充についてはこのような状況が続いていたので、来年度必要数を確保したい。活動については、例年240前後の回数で20か所ほどの施設を定期的に巡回している。その中で、様々な気づき等は大きな変動はないが、多い年で80件程度ある。参考までにこの事業を行っているのは、県内では新潟市、長岡市、上越市、新発田市と当市の5市のみである。通常であれば240回前後行っていたところを春先からこのような状況が続いていたため0回です。

○羽田野孝子委員

そうすると20回分の金額になるのか。

○須貝福祉介護課長

1回の謝礼が6,000円で、予算はその5人×240回分となる。

○薄田智委員

今の質問に関連して、コロナの影響で、事業ができなくなったが、訪問できなくなったことによる弊害の確認や掌握はしているのか。

○須貝福祉介護課長

介護相談員だけでなく家族もなかなか面会ができない状況が現在も続いていて特に入所者は外出の機会も少なく人と接する機会も少なく入所者の多くはさみしい思いをしている。そこは、施設のケアでカバーしている、一生懸命取組んでいる。身体機能そのものには変化はないと思うが、心の面でのさみしさであったり、うつ傾向になることが少なからずあるということで、施設の方とやり取りしている。

○薄田智委員

年間240回も計画したが0ということで、別のやり方がなかったのかというのが私の率直な思いである。例えば、盛んに行われているリモートで対応するなど。そういうものも考える

必要がでてくると思う。意見として聞いてください。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 17 号 令和 2 年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計補正予算（第 3 号）

池田健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、診療収入の減少が見込まれることから、使用料を減額し、一般会計からの繰入金を増額するものであります。使用料の減額が見込まれる金額は、昨年12月時点でコロナの影響等で医科・歯科合計の利用者が延べ約500人ほど減になっている。そこから年度末までの歳入状況を予測し歳入不足を計算した結果、医科・歯科合計で127万6千円ほどとなるので、その額を一般会計からの繰入金で賄いたい。

質疑

○坂上隆夫委員

1日あたりの人数と昨年度との比較でどのくらい少なくなったか。

○池田健康づくり課長

医科が、1日あたり10人ほど、栗木野の歯科が1日あたり1か2人、分室が1日あたり20人程度。昨年との比較は、医科が2人くらい減、歯科が1日あたり1人減くらい、分室が、2.2人くらい減という状況。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 21 号 胎内市介護保険条例の一部を改正する条例

須貝福祉介護課長説明

第 8 期介護保険事業計画の期間である令和 3 年度から令和 5 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料について15段階の所得階層区分ごとの保険料及び第 1 段階から第 3 段階までの減額賦課額を定めるものであり、算定に当たっては今後 3 年間の第 1 号被保険者数、要介護認定者数、各サービスにおける利用者数等の推計に基づき算定した標準給付費見込額に地域支援事業費見込額を加えた総事業費を算出し、そこから法定負担割合の23%にあたる第 1 号被保険者負担分相当額を算出したものに調整交付金の見込額、予定保険料収納率等を調整し得られた必要額を所得段階別の被保険者数で調整するプロセスを経て保険料基準額を算出している。今後 3 年間ににおいては65歳以上の第 1 号被保険者数、令和 3 年度では10,270 人と見込んでおり、4 年、5 年ともわずかの変動になる見込みで横ばいの状態で推移していくが介護を受ける割合が高くなりより重度化する可能性が高い75歳以上の後期高齢者数の割合は、現在18%、人数にして5,200人ほどが令和 5 年度には 2 %程度人数にして360人上昇することが見込まれている。このことが介護保険の認定率を押し上げることとなり給付費が増える要因の一つとなっている。さらに近隣市町で施設の定員数の増加に伴う市民の利用増。そして、介護報酬の引上げ等に伴い一人あたり給付費が高額となる施設介護サービス給付費、地域密着型の特養等の介護給付費が伸びていくことも保険料引き上げざるを得ない大きな要因となっている。給付費総額は現行の 7 期計画に比べ約 7 億 5 千万円ほど伸びる見通しとなっているし、一人あたりの給付費も今年度は26,500円が27,800円前後になるということでもこちらも増えていく見込みである。こうした推計により現在の保険料額ではこれをまかなうことが困難となる状況にあることから、本条例では保険料を引き上げ現在のサービス水準を維持、そして向上させ、安定した事業運営の継続をきすために本条例を改正するもの。併せて所得の少ない方の負担の軽減を図るために現在行っている第 1 段階から第 3 段階までの軽減措置は、今後 3 年間も継続し、第 3 段階及び第 4 段階における保険料減免制度の拡充についても現在検討を行っているところである。なお、この拡充の具体的な内容については、現在検討段階であるので確定的なところには至っていない。

質疑

○丸山孝博委員

3 年前据置きで今回 9 %値上げをせざるを得ないとの説明だったが、第 8 期について近隣自治体の状況は。

○須貝福祉介護課長

3年前は基金を約1億1,800万円投入して据置いた。近隣市町村の状況ですが、現在は高い方から22番目。第8期の各市町村の保険料はまだ確定していない。県にも数値が上がっていない。20市に電話で聞き取りを行ったが、まだ案を公表していないし話をできない所もあった。現時点で保険料額は明らかになっていないが、県に上がった所からの情報によると県平均値を上回ることが見込まれている。

○丸山孝博委員

今回提案するにあたり運営協議会を開き意見聴取したと思うが主な意見は。

○須貝福祉介護課長

計画の策定にあたって介護保険事業計画を議題とした会議は、9月、12月、2月の3回開いている。次回は3月中に予定している。これまでに審議した内容は、「給付費の増加と保険料の関係について」「低所得者・生活困窮者の負担軽減について」「基金の取崩しについて」「市の負担額の増大、それに対する国の財政支援の拡充」。出た意見は、生活に困窮している方にはできるだけ負担が軽くなるように減免や猶予に配慮を尽くすべき。もう1点は、保険料基準額の割合をもっとフレキシブルに設定可能か。基金に関し、今後の給付費の増大に備え今取崩すべきではないのではないか。介護保険事業計画案に対しては、協議会で全員異議なかった。

○丸山孝博委員

パブリックコメントで何か意見はあったか。

○須貝福祉介護課長

現在募集中。期間は、2月17日から3月2日までの2週間で、市のホームページに介護保険料も含めた全部の内容を掲載し、募集中。現時点では意見等はない。3月2日までとしているがそれ以降も電話等で連絡いただければ幸いです。

○丸山孝博委員

今回の介護保険料の見直しについて、新発田市に聞いた。わずかな引上げ2.9%。村上市は聞いてないが。それほど高い引上げ率ではなさそう。課長の説明もわかるが、近隣と当市はそれほど変わらない中で当市が突出した値上げをせざるを得ない状況の分析は。

○須貝福祉介護課長

給付費や1号の方の人数の比較では、ご指摘のとおり。平準を超える形になっている理由としては、全て調べ尽くされていないが、他市町村の基金の状況が保険料の算定に大きく影響している。今回は、多くの市町村で基金を取り崩して保険料の上昇幅を抑制している。当市は3億1千万円の基金残高である。いくつかの市に聞いたところ基金に余裕があるためとの回答を得ている。基金の残高と余力の関係で、被保険者数と1人当たりの給付費は、かなり市町村によって違いがあるので金額だけで単純な比較はできないが、例えば新発田市では、被保険者数は当市の約3倍の規模だが基金残高は15億ある。今回は、基金を取り崩す所が多かったと思われる。分析の中で、当市は前回据置いたが、前回据置いたり、基金投入を行ったところは多くなかった。

○薄田智委員

保険料値上げについてはある程度理解したが、高齢者にとって9%超えることは相当負担だと思う。年金が9%上がるわけでもなく、かなりの部分で生活を切り詰めなければと想像する。介護医保険事業で経費を軽減させる方策はあるのか。

○須貝福祉介護課長

経費削減策については、介護予防の取組の中で認定者数を減らす、認定された方の重症化防止で他市町村に比べ取組んでいる。機能強化のインセンティブの交付金をもらう際、国から発表される成績は、県内3位。多角的な視点で介護予防、認知症施策、医療介護連携など幅広く国が示す地域支援事業のメニューを全ての項目で実施し、抑える取組みは行っている。負担が上がっていくことは、所得の少ない方々の軽減措置・減免を考えている。そもそも介護保険制度が当初から年々給付費が上がることはわかかっていて上がった分は保険料を上げて賄う仕組みであった。制度そのものの課題・問題点があると思う。国の負担割合は、当初から変わらず推移しているので市としても国に対し支援を増やしてもらえよう要望していきたい。

○薄田智委員

市の介護保険事業の内容は標準より上である。費用対効果が高い。市の高齢者の中で介護認定の比率は他市町村に比べどうか。

○須貝福祉介護課長

認定率は、10月時点で18.06%。国の平均が19.20、県平均が18.99、大きな差はないが

下回っている。令和2年3月時点で新発田市が19.22、胎内市が17.89%。30市町村中認定率の低い方から9番目。

○羽田野孝子委員

施設入所率が高いのか。

○須貝福祉介護課長

経費総額が上がっている要因としては、施設介護サービス給付費が直近で月額1人当たり27万8千円。地域密着の特別養護老人ホームが月額1人当たり24万円。国平均とほぼ同じ。県平均より少ない。施設サービスの受給率では、市4.6%、県4.1%、国2.9%で1人あたり給付費を押し上げている。

○森田幸衛委員

保険料の引上げと基金の量が上げ幅の大きな要因と受け止めたが、前回基金を取り崩し保険料を抑制したことが仇になり今回上がったように見えるが、他市町村は苦しみつつ上げ幅を抑えている。このことについてどのような感想を持っているか。

○須貝福祉介護課長

ご指摘のとおりと考えており、仮に前回300円程度引上げを行ったとすると今回約9%の上げ幅には至らなかった。基金残高もその分増えていくことになり、その分今回いづらか取り崩すことを検討することも可能だった。今回基金を崩さないでこれから先のためにとっておくことも次のことを考え不測の事態に備えていくもの。他の市町村では、基金があまりないにもかかわらず取崩しを行うところもある。お金が足りなくなったら県の基金から借りて運営する方法もあるが、イレギュラーな方法である。事業運営の安定化の観点も踏まえこの条例案を作成している。

○森田幸衛委員

今回得た経験値を基にこれからは賢いやり方をやっていただきたい。

自由討議

無し

採決

異議があり、起立多数で可決すべきと決定。

議第 27 号 胎内市立認定こども園条例の一部を改正する条例

丹後こども支援課長説明

公立園の中で中条すこやかこども園のみ副園長を必ず置くこととなっているが、公立保育園も含め職員の配置や運営状況等の実態に応じ園長の補佐として柔軟な職員配置が出来るよう組織体制の一部を見直し、こども園での副園長を必ず置くこととしない改正である。

質疑

○丸山孝博委員

こども園の定数と今の入所者数は。

○丹後こども支援課長

すこやかこども園の定員は 260 名、入園児数は 140 名程度。副園長の必要性は、国の設置基準では副園長を置くことができるとなっており、必要なくなったわけでない。こども園が 1 園しかなく園長補佐としての職員が固定されてしまう。こども園・保育園で人事を柔軟にし、様々な経験をして能力を高めてもらえるようにするためである。

○丸山孝博委員

近年では 140 名で推移しているのか。

○丹後こども支援課長

近年はほぼ横ばいで推移している。

○丸山孝博委員

こども園の職員、正規職員とそれ以外は何人か。

○丹後こども支援課長

正規職員が 14 名、会計年度任用職員が 23 名。

○森田幸衛委員

今年から日の出保育園が市立から私立になるが、職員にゆとりは出るのか。

○丹後こども支援課長

数字的にはそうなるが、毎年の入園児の状況に応じ介助が必要な子もあつたりするので、現時点では余裕があるかはわからない状況である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 28 号 胎内市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する 条例

須貝福祉介護課長説明

手話の理解促進と手話の普及、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用の促進を図ることで誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すために本条例を制定するものである。条例を制定するに至った背景としては誰もが日常生活を営む上で情報の取得、コミュニケーションは欠かせないものであり、とりわけ障がいのある方においては、市はその他の手段を用いながら意思疎通を図っている。しかしながら、当市における障がい者に対する配慮が十分とは言えない部分もある。障がい者に対する理解も大きくは進んでいない現状もある。そうした障がいのある方の中には不便さや不安を感じながら生活している方もいると思われる。このような中、県聴覚障害者協会や市の関係団体などからの要望もあり、地域自立支援協議会の専門部会での十分な検討を経てこの度条例案を提出するに至った。

内容としては、「手話への理解の促進は、手話が独自の言語であり、これまで大切に受け

継がれてきた文化的所産であるという認識の下で行うこと」、「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し合うことが重要であるという認識の下で行うこと」を基本理念に掲げ、市の責務と市民、事業者の役割等を明らかにし、市全体でその促進を図ろうとするものである。市の取組としては、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員の派遣制度の活用促進、講習会等の開催、学校等における手話を学習する機会の確保、市民に対する市報や様々な機会での情報発信を通じより多くの方々に理解してもらえよう取組みを進めたい。

質疑

○森本将司委員

この条例については以前から厚生環境常任委員会でも要望を受けて一般質問も行っていましたが、4年くらい経って今条例化するのは何か変わったのか。その頃県内では半分以上の自治体での条例化であったが今は。式典に手話通訳者を置く考えは。

○須貝福祉介護課長

議会からもそのような話があり止めていたわけではない。市内の事業所等で構成する自立支援協議会で大きなテーマとして議論を重ねてきた。他市町村と違うところは、多くは手話言語条例で手話に特化した内容になっているが、当市は聴覚障がい者だけでなくそれ以外の障がいのある方にとってもコミュニケーション手段の必要性は同等であり、障がいの特性に合ったコミュニケーション手段として整理しまとめたものである。今後の取組については、令和3年度養成講座、奉仕員派遣の利用促進、市民が手話に接する機会を増やしたい。

○森本将司委員

手話が独自の言語であることを認めてほしいというのはどの部分に反映されているか。

○須貝福祉介護課長

条例案第3条基本理念に盛り込んでいる。

○森田幸衛委員

市内の聴覚障がいを持っている人数。手話通訳のできる人数。手話通訳者をお願いする際にかかる費用は。

○須貝福祉介護課長

身体障がいの聴覚・平衡機能障害の1級が2人、2級が19人。参考までに視覚障がいの方は1級31人、2級23人。手話奉仕員の登録数は18人。要約筆記は8人。手話奉仕員の謝礼は、4時間で5千円、時間が短い場合は、3千9百円。財源構成は、国県からの補助金もある。

○丸山孝博委員

手話奉仕員と手話サークルの関係は。条例ができたので養成の必要があると思うが。

○須貝福祉介護課長

今年度入門課程を実施済み。コマ数は17コマ。2、3時間の講習で17日間。今後も多くの方に受けてもらうようにしている。手話サークル活動とは異なるものではあるが、連携を図っていきたい。

○丸山孝博委員

市職員で手話のできる職員は何人か。

○須貝福祉介護課長

講習会を受け対応できる職員は2人。講習会を受けた職員は多くいる。私も1週間コースは受けた。ごく簡単なものを理解できる人はいる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

閉会 (11:13)